

○沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(平成 14 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 24 年 3 月 30 日決裁 平成 25 年 4 月 1 日決裁
平成 25 年 5 月 31 日決裁 平成 26 年 7 月 29 日決裁
平成 27 年 12 月 28 日決裁 平成 28 年 12 月 8 日決裁
平成 29 年 2 月 20 日決裁 平成 29 年 6 月 20 日決裁
平成 30 年 6 月 7 日決裁 令和元年 10 月 15 日決裁
令和 2 年 3 月 17 日決裁 令和 2 年 5 月 28 日決裁
令和 3 年 8 月 1 日決裁 令和 3 年 10 月 1 日決裁
令和 4 年 11 月 8 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 補助の対象は、法第 34 条の 8 第 2 項の規定に基づき、沖縄市へ放課後児童健全育成事業の開始届出を行った社会福祉法人その他の者（以下「法人等」という。）が行う、厚生労働省発出「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成 27 年 5 月 21 日付、雇児発 0521 第 8 号）別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に規定されている事業とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、別表により算出された合計額と、実支出額を比較して少ない方の額を、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 役員名簿
- (3) 運営委員名簿
- (4) 児童名簿の写し
- (5) 収支予算書

- (6) 事業計画書
 - (7) 傷害保険証及び賠償責任保険証の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類等
- (実施状況の報告)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業実施状況報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は実施月の末日のいずれか早い期日までに、事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

- (1) 出席簿の写し
 - (2) クラブ便り、その他保護者への通知等
 - (3) 入会申請書（就労証明書等）・退会届出書の写し
 - (4) タイムカード（勤務時間のわかるもの）
 - (5) 運行日誌
 - (6) その他市長が必要と認める書類等
- (指示等)

第6条 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示しなければならない。

2 市長は、補助事業者に対して指示を行うときは、補助事業等遂行指示書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

(法人等の帳簿等)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる帳簿等を備えていなければならない。

- (1) 入会申請書（就労証明書等）・退会届出書の綴り
 - (2) 出席簿
 - (3) 業務日誌
 - (4) タイムカード（勤務時間のわかるもの）
 - (5) 職員名簿
 - (6) 貸金台帳
 - (7) 総勘定元帳（現金出納帳・預金出納帳等）
 - (8) 証憑書類（領収書・請求書・契約書等）
 - (9) 備品台帳
- (交付の決定)

第8条 市長は、第4条に定める補助金の交付申請があったときには、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(変更申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人等は、補助金の交付決定後の事情の変更により、追加交付申請を行なう場合には、市長が定める日までに、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に次に掲げる資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支変更書
- (2) その他市長が必要と認める書類等

(変更交付の決定)

第10条 市長は、前条に定める補助金の変更交付申請があったときには、その内容を精査し、補助金の変更交付を決定したときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 当該法人等の実績報告は、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施事業内容
- (2) 収支決算書
- (3) 年間実施状況報告書
- (4) 事業報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類等

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に定める実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、第12条による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第8条の規定による補助金の交付決定後、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金概算払申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理した時は、その内容を審査し適当と認めたときは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金概算払決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、沖縄市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書を受理した日以後、速やかに沖縄市放課後児童健全育成事業補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 前条ただし書きの規定により概算払いを受けようとするものは、補助金概算払決定通知書を受理した日以後、速やかに沖縄市放課後児童健全育成事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還をさせることができる。

2 前項の返還については、補助金等返還請求書(様式第 12 号)により期限を定めてその返還を指示するものとし、市長は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人等が、この要綱等に違反し、又は、市長の指示に従わないときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、すでに交付された補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(様式第 13 号)により補助事業者に通知する。

3 前 2 項の規定に基づく補助金の返還及び延滞金の納付については、前条第 2 項の規定を準用する。

(関係書類の整理及び保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類とともに、補助事業終了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は沖縄市補助金交付規則に準じる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の規程は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日決裁)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 31 日決裁)

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 29 日決裁)

この要綱は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日決裁)

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 12 月 8 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 20 日決裁)

この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行し、平成 29 年 2 月 17 日から適用する。

附 則(平成 29 年 6 月 20 日決裁)

この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 6 月 7 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 6 月 8 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 10 月 15 日決裁)

この要綱は、令和元年 10 月 15 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 17 日決裁)

この要綱は、令和 2 年 3 月 17 日から施行し、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則(令和 2 年 5 月 28 日決裁)

この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 8 月 1 日決裁)

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 10 月 1 日決裁)

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和4年11月8日決裁)

この要綱は、令和4年11月8日から施行し、令和4年10月1日から適用する。